

佐賀県告示第八十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号に掲げる命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十三年三月十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

唐津市に存する松林のうち次の区域とする。

（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県生産振興部林業課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速

やかに、唐津農林事務所長を経由して知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(三)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。